

新型コロナウイルス感染症対応 事業のご案内

町では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた町民や事業者を対象に、左記の事業を実施しています。

○新生児エール事業

特別定額給付金事業の基準日である4月27日以降、令和2年度中に生まれた新生児に対して、町独自に特別定額給付金と同額の10万円を支給します。(町民課)

○木古内エール・トラベルクーポン事業

対象施設に宿泊する方を対象に、飲食や宿泊で使用可能な3千円分のクーポン券を配布します。(産業経済課)

○木古内エール・スタンプビンゴラリー事業

対象施設で一定額以上の飲食及び購買をされた方を対象に、スタンプを押印します。スタンプが揃ったら応募いただき、抽選ではこだて和牛セツトなど豪華地場産品をプレゼントします。(産業経済課)

○中小企業振興融資対策事業

通常枠とは別にコロナ枠として融資を受けた事業者を対象に、利子及び信用保証料を全額補給します。(産業経済課)

○国民健康保険・後期高齢者医療傷病手当金支給制度

木古内町国保又は後期高齢者医療制度の加入者で、感染症による療養のため労務ができなかった方に対し、傷病手当金を支給します。

(町民課)

○生活福祉資金貸付事業

緊急かつ一時的に生計を維持するため、要件や世帯状況により、10〜20万円以内の資金を貸付します。(社会福祉協議会)

○生活支援総合相談窓口・生活資金窓口

総合的なワンストップ窓口として、役場町民課内に相談窓口を設けています。また、生活資金の相談は、社会福祉協議会でお受けしています。(町民課・社会福祉協議会)

それぞれの事業においては、対象となる要件があります。詳しくは、各担当もしくは総合相談窓口までお問い合わせ下さい。

■お問い合わせ

役場 01392-2-3131

社会福祉協議会 01392-2-2780



木古内町失業者生活支援助成金事業

新型コロナウイルス感染症の影響で失業を余儀なくされた町民に対し、生活支援することを目的とし、助成金を交付します。

■対象者

次の全ての項目に該当する者で、木古内町を含む行政機関が実施する各事業者向け協力金・支援金・助成金を受給した事業者と同一世帯の者を除く。

(1) 令和2年7月21日時点で、町内に住所を有する方。

(2) 令和2年4月1日から12月31日までに、新型コロナウイルス感染症の影響により失業した方で、雇用保険の手当の給付対象とならない方。

※雇用保険の被保険者であっても、受給要件を満たしておらず給付の対象とならない場合も含む。

■助成金額 1人あたり10万円

■申請期間 令和2年8月1日から令和3年1月31日まで ※延長しました

※新型コロナウイルス感染症の状況により申請期限を延長する場合があります。

■申請書類

(1) 申請書(役場窓口備え付け)

(2) 身分証明書の写し

(3) 預貯金通帳の写し

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響で失業したことが分かる書類(「退職証明書」及び「個人事業の廃業等届出書の控え」など)